2　事業税
欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第二〇条の三及び第二一条関係）

3　その他
㈠　徴税吏員等が、帳簿書類その他の物件を留め置く場合は、当該物件の名称又は種類及びその数量その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付するとともに、当該物件につき留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく、これを返還しなければならないこと等を定めることとした。（第七条の四の七、第二〇条の二、第三五条の二の二、第三五条の四の二、第三七条の一五の二、第三九条の一〇の二、第四〇条、第四二条の四の二、第四三条の一二の二、第四三条の一七の二、第四四条の三、第四五条、第四五条の二の三、第四七条の五、第五二条の一三の二、第五二条の一六、第五二条の一八、第五三条の二の二、第五三条の八、第五四条の三二の二、第五四条の五九の二、第五五条、第五六条の一一、第五六条の四九の二、第五六条の八九の三及び第五六条の九二の二関係）
㈡　総務省の職員に実地の調査において質問検査等についての通知を行う場合の通知事項として、調査の相手方である納税義務者の氏名及び住所又は居所、調査を行う総務省指定職員の氏名等を定めることとした。（第三五条の三、第三五条の四の三、第四三条の一七の三及び第五二条の一七関係）

4　前記1の㈠及び2の改正は平成二四年四月一日から、3の改正は平成二五年一月一日から、その他の改正は公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三八七号）（総務省）

1　平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第百十四号

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二　更正請求書　国税通則法第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書をいう。

第四十九条第一項中「応じ」の下に「、償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で逓減する償却の方法その他の」を加え、同条第二項中「取得価額」の下に「、減価償却資産について支出する金額のうち使用可能期間を延長させる部分等に対応する金額を減価償却資産の取得価額とする特例」を加える。

第五十二条第一項中「更生計画認可の決定に基づいて」を削り、「の弁済」を「のうち、更生計画認可の決定に基づいて弁済」に、「場合その他の政令で定める場合において、」を「ことその他の政令で定める事実が生じていることにより」に、「貸金等（」を「もの（」に改める。

第五十七条の二第三項中「に同項」を「、修正申告書又は更正請求書（次項において「申告書等」という。）に第一項」に改め、同条第四項中「確定申告書」を「申告書等」に、「当該申告書」を「当該申告書等」に改める。

第六十四条第三項中「第百五十二条（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例）の規定による更正の請求をする場合を除き、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の譲渡をした資産の種類」に、「の記載」を「を記載した書類の添付」に改め、同条第四項を削る。

第七十条第三項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「補てんされる」を「補塡される」に改め、同条第四項中「第一項の青色申告書又は第二項各号に掲げる損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）であつて」を「確定申告書を提出し、かつ」に改める。

第七十一条第二項中「その雑損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）であつて」を「確定申告書を提出し、かつ」に改める。

第九十条第四項中「に同項の規定の適用を受ける旨及び」を「、修正申告書又は更正請求書に同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、」に、「の記載」を「を記載した書類の添付」に改め、同条第五項を削る。